



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 285 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 286 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の
辞退 (長寿社会課)
- 287 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事
業者の指定 (障害福祉課)
- 288 平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託
に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(商工観光労働総務課)
- 289 平成21年度和歌山競輪場警備業務委託に係る一般競
争入札に参加する者に必要な資格等
(")
- 290 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 291 " (")
- 292 道路の区域変更 (")
- 293 新道路の供用開始等 (")
- 294 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
(砂防課)
- 295 土地区画整理事業の事業計画の変更認可
(住宅環境課)
- 296 和歌山下津港港湾計画の変更の概要 (港湾整備課)
- 297 和歌山県警察法令検索システム貸借に係る一般競
争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)

○ 人事委員会告示

- 2 平成21年度和歌山県警察官A採用試験の実施

○ 公告

- 入札公告 (商工観光労働総務課)
- " (")
- " (警察本部)

告 示

和歌山県告示第285号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東薬 23-20	天使の空薬局下里 店	東牟婁郡那智勝浦町下 里801-6	平成 21.2.1

和歌山県告示第286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番 号	氏 名 (法人にあっては、 申請者の名称)	住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の 所 在 地)	法人にあっては、 代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	辞 退 年 月 日
3011510066	医療法人千徳会	有田市箕島805-2	成川守彦	桜ヶ丘病院	有田市宮崎町841-1	平成 21.3.31

和歌山県告示第287号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30117004 10	若葉作業所	紀の川市粉河46	就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活 動法人わかば	紀の川市粉河46	平成 21.3.1	平成 27.2.28

和歌山県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年2月1日（日）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条の規定による建築物環境衛生管理技術者免状を有する者が常勤として1名以上所属している者

(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条の規定に基づくビルクリーニング技能士検定に合格し、同法第49条に規定する合格証書の交付を受けている者が常勤として2名以上所属している者

(10) 過去5か年の間に、国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村から同種の委託を受け、適正に履行したことがある者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）及び（9）に掲げる免許状及び合格証書の写し

サ 2の（10）に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1) のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱附則第2項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年3月13日（金）から平成21年3月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年3月13日（金）午前10時から平成21年3月27日（金）午後4時までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成21年3月13日（金）から平成21年3月27日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1（和歌山競輪場メインスタンド4階）

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年4月7日（火）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、平成21年4月10日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年4月13日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第289号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成21年度和歌山競輪場警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成21年度和歌山競輪場警備業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年2月1日（日）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が常勤として3名以上所属している者

(9) 警備業法第23条第4項の規定による施設警備検定（2級以上のものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者が常勤として3名以上所属している者

(10) 警備業法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者が常勤として1名以上所属する者

(11) 警備業者賠償責任保険（てん補限度額：対人・対物1事故につき10億円）に加入している者

(12) 過去5か年の間に、国、地方公共団体、企業又は団体等から同規模の委託を受け、来場者及び周辺地域での交通誘導及び防犯における夜間警備並びに機械警備を適正に履行したことがある者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）から（11）までに掲げる証明書及び資格者証の写し

サ 2の(12)に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1)のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱附則第2項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年3月13日(金)から平成21年3月27日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年3月13日(金)午前10時から平成21年3月27日(金)午後4時までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年3月13日(金)から平成21年3月27日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1(和歌山競輪場メインスタンド4階)

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年4月7日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年4月10日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年4月13日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

平成19年和歌山県告示第89号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市善明寺字鶴目田284番3地先から同市善明寺字鶴目田295番1地先までの延長149.00メートルについては、平成21年3月13日から供用を開始する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第291号

平成19年和歌山県告示第89号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市大谷字見待1番1地先から同市大谷字藪ノ内372番1地先までの延長335.00メートルについては、平成21年3月13日から供用を開始する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 杵掛糸我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮原町大字道字東溝297番1地先から同市宮原町大字道字東溝297番2地先まで	旧	2.70 } 3.30	49.50	
同上	新	3.10 } 5.30	46.50	

和歌山県告示第293号

平成21年和歌山県告示第292号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月13日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)

和歌山県告示第290号

第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日高川町和佐、山野、平川、坂野川、大又、皆瀬及び浅間地区

1 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東宮谷2 (I-982)、鳥居原 (I-1052)、山野市川1 (I-3981)、浅間2 (I-3999)、中ノ瀬 (II-4255)、和佐下和佐6 (II-4257)、和佐下和佐7 (II-4258)、坂野川7 (II-4372)、大又11 (II-4390)、大又12 (II-4391)、中ノ瀬2 (N-5003)、大又14 (N-5004)、大又15 (N-5005)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪 (5-384-2-010)、大滝川右支溪 (5-384-2-036)、大滝川右支溪 (5-384-2-037)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第295号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により申請のあった南海橋本林間田園都市第三-3地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更については、認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
2 事業施行期間 平成12年12月8日から平成26年3月31日まで
3 施行地区 橋本市隅田町垂井、真土、山内の各一部

4 土地区画整理事業の名称 南海橋本林間田園都市第三-3地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地 大阪市中央区難波五丁目1番60号

6 施行認可の年月日 平成12年12月8日

7 変更認可の年月日 平成21年3月13日

和歌山県告示第296号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成21年3月13日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

内港地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長330m [新規計画]

ふ頭用地 1ha [新規計画]

大浦地区

小型栈橋 6基 [新規計画]

船尾地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長520m [新規計画]

ふ頭用地 1ha [新規計画]

海南地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長880m [新規計画]

ふ頭用地 1ha [新規計画]

冷水地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長180m [新規計画]

ふ頭用地 1ha [新規計画]

下津地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長140m [新規計画]

ふ頭用地 1ha [新規計画]

これに伴い以下の既定計画を削除する。

内港地区

泊地 水深2m 面積1ha

物揚場 水深2m 延長250m

ふ頭用地 1ha

大浦地区
 泊地 水深1.5m 面積1ha
 物揚場 水深1.5m 延長400m
 ふ頭用地 1ha
 琴ノ浦地区
 泊地 水深2m 面積1ha
 物揚場 水深2m 延長180m
 ふ頭用地 1ha
 さらに、以下の施設を廃止する。
 大浦地区
 物揚場 水深2m 延長210m
 海南地区

水深5.5m ドルフィン1バース (専用)
 (2) 危険物取扱施設計画
 石油製品の取扱需要に対応し、効率的な利用を推進するため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。
 海南地区
 水深3.5m ドルフィン1バース (専用)
 [既設の変更計画]
 (既設
 水深3.5m ドルフィン1バース (公共))
 (3) 土地造成及び土地利用計画
 港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画、土地造成計画を次のとおり計画する。

土地利用計画

(単位:ha)

地区名 \ 用途	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
内港地区	(3) 3	(3) 3		1		(1) 1	(7) 8
大浦地区	(1) 1				(1) 1		(1) 1
琴ノ浦地区	(1) 1			1			(1) 1
船尾地区	(1) 1		(120) 120		(1) 1		(122) 122
海南地区	(3) 3		(48) 48				(51) 51
冷水地区	(1) 1						(1) 1
下津地区	(1) 1	(1) 1	(33) 33				(35) 35
合計	(9) 9	(4) 4	(201) 201	1	(1) 1	(1) 1	(216) 218

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

土地造成計画

(単位:ha)

地区名 \ 用途	ふ頭用地	都市機能用地	合計
内港地区	(1) 1		(1) 1
琴ノ浦地区		1	1
船尾地区	(1) 1		(1) 1
海南地区	(1) 1		(1) 1
冷水地区	(1) 1		(1) 1
下津地区	(1) 1		(1) 1
合計	(4) 4	1	(4) 4

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

和歌山県告示第297号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察法令検索システム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次の

ように定める。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察法令検索システム賃貸借

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年3月13日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) この入札に係る契約業務と同規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は同要綱附則第4項の規定により情報システムの契約に係る入札参加資格を有するとみなされ入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年3月12日(木)から平成21年3月19日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年3月23日(月)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階 会議室

(2) 日時

平成21年3月19日(木)午後5時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年3月16日(月)から平成21年3月26日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部警務課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(内線2646)
ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年4月2日(木)までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由

の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成21年4月3日（金）までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年4月7日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うもの

とする。

- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

平成21年度和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成21年3月13日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成21年度和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	83人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持 上記の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	原則として、平成22年4月以降であるが、既卒者については、平成21年9月に採用される場合がある。
	武道（柔道）	2人程度		
	武道（剣道）	1人程度		
警察官A女性	一般	6人程度	男性一般と同じ。	

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学歴・資格等		年齢及び性別
警察官A男性	一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性
	武道（柔道）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの（平成22年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	
	武道（剣道）	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの（平成22年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。	昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するかが明らかでない場合は、人事委員会事務局又は警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成22年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表

第1次試験	平成21年5月10日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成21年5月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成21年6月上旬	和歌山市	平成21年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成21年7月中旬	和歌山市	平成21年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面 接 試 験	700点	人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走）
論 文 試 験 (1時間30分)	※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身 体 精 密 検 査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※印の論文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成20年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面 接 試 験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

※印の配点については、第2次試験で実施する論文試験の評定を含む。

（第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準）

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身 長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
そ の 他 (色覚含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書及び受験票）に必要な事項を記入し、顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年4月6日（月）から受付を開始し、平成21年4月17日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年4月1日（水）午前10時から平成21年4月10日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別

途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。また、大学を卒業する見込みで受験した人は、平成22年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成22年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成21年9月に採用される場合がある。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額はおおむね197,200円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成20年度は、特例措置により1%減額されている。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総	合格発表の翌日から1月間

		合順位	(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

入 札 公 告

平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成21年度公競第1号

(2) 調達役務の名称

平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県公営競技事務所が指定する場所

(5) 契約期間

平成21年4月25日（土）から平成22年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第288号に規定する平成21年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山県公営競技事務所

(2) 日時

平成21年4月8日（水）から平成21年4月13日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成21年4月13日（月）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成21年4月13日（月）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山競輪場メインスタンド4階会議室

イ 入札日時

平成21年4月15日（水）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の

うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称 和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

平成21年度和歌山競輪場警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号

平成21年度公競第2号

- (2) 調達役務の名称

平成21年度和歌山競輪場警備業務委託

- (3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

- (4) 調達役務の場所

和歌山県公営競技事務所が指定する場所

- (5) 契約期間

平成21年4月25日（土）から平成22年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第289号に規定する平成21年度和歌山競輪場警備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市五筋目10-1
和歌山県公営競技事務所

(2) 日時

平成21年4月8日（水）から平成21年4月13日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成21年4月13日（月）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成21年4月13日（月）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市五筋目10-1
和歌山競輪場メインスタンド4階会議室

イ 入札日時

平成21年4月15日（水）午後1時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の

通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

和歌山県警察法令検索システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成21年度

- (2) 業務の名称及び数量

和歌山県警察法令検索システム賃貸借 一式

- (3) 業務の内容

仕様書による。

- (4) 契約期間

平成21年6月1日から平成26年5月31日まで

- (5) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第297号に規定する和歌山県警察法令検索システム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有

する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

- (2) 期間

平成21年3月12日(木)から平成21年3月19日(木)

までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 期間

3の(2)と同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警務課に対して平成21年3月23日(月)午後4時まで書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階 会議室

- (2) 日時

平成21年3月19日(木)午後5時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階 会議室

イ 入札日時

平成21年4月10日(金)午前10時

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある

ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否 要

13 契約の締結における議会の議決の要否 否

14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。